

告示第 67 号

無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱（平成 11 年告示第 15 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 4 月 10 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 4 条第 1 項第 1 号ア中「416,892 円」を「424,896 円」に改め、同号イ(ア)中「1,017,120 円」を「1,036,620 円」に改め、同号イ(イ)中「1,020,000 円」を「1,039,620 円」に改め、同号ウ(ア)中「813,696 円」を「829,296 円」に改め、同号ウ(イ)中「816,000 円」を「831,696 円」に改める。

第 5 条中「34,741 円」を「35,408 円」に、「84,760 円」を「86,385 円」に、「85,000 円」を「86,635 円」に、「67,808 円」を「69,108 円」に、「68,000 円」を「69,308 円」に改める。